

# 神戸市 農業委員会だより

## 2024年度（新年号）

発行：神戸市農業委員会事務局

電話 078-984-0387

FAX 078-984-0388



神戸市農業委員会  
会長 前中 悠一

## 明けましておめでとうございます

皆さまにおかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、日ごろから農業委員会活動に格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

農業委員会では昨年9月に農業委員、農地利用最適化推進委員が改選され、新たな体制がスタートしました。農業者を代表する機関として神戸市の農業振興に力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

昨年は、夏ごろから全国的に発生した米不足により、米の価格が値上がりしました。生産者の立場からは、ようやく生産コストの一部を米の価格に反映できたと思っておりますが、一方で米離れの加速なども懸念されるところです。しっかりと安定的に供給がなされ、米の継続した消費が望まれるところです。

また、国の動きとして、昨年5月に四半世紀ぶりに「食料・農業・農村基本法」が改正され、その中で、農畜産物の価格形成について「合理的な費用」が考慮されるよう規定されたところです。今後、価格形成に関連する法案が検討されているようですが、農業の持続的発展に向けて避けては通れない課題ですので、しっかりと注視していく必要があると思っております。

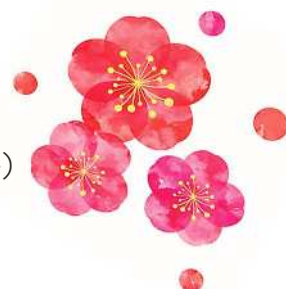
農業を取り巻く環境は、高齢化・担い手の減少に加え、生産資材の価格高騰、温暖化に伴う酷暑による農作物への深刻な影響など、依然厳しい状況が続いています。このような中「地域計画」策定の取り組みとして、地域が抱える「人」と「農地」の問題を一体的に解決し、次世代に引き継ぐため、各地域において話し合いが進められ、策定に向けた協議が調った地域については、3月に神戸市が計画を策定する予定であると聞いています。地域計画は、地域農業の重要な指針となる訳ですから、農業委員会としても、その実行にあたっては引き続き地域の皆さま方との連携・協力を進めるとともに、地域の農地と担い手を守るため、農業者の代表としての役割を果たせるよう、委員一同鋭意取り組んでまいります。

末筆ではございますが、新しい年が皆さまにとりまして幸多き年でありますよう心よりお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



## 【神戸市農業委員会の今後の活動（予定）】

- 運営委員会 1月28日(火) 午後2時から (三宮ビル東館)
- 第78回 月例総会 / 第19回 推進委員会 / 第13回 定期総会  
1月30日(木) 午後3時から (神戸三宮東急REIホテル)
- 第79回 月例総会 2月28日(金) 午後2時から (三宮ビル東館)
- 第80回 月例総会 3月28日(金) 午後2時から (三宮ビル東館)



会議の日時・場所等は都合により変更される場合があります。

## 前中 悠一会長が令和6年度 産業功労者表彰を受賞されました！



現場活動を支え、農地の効率的な利用や担い手の育成、遊休農地の解消に尽力するなど、神戸市の農業振興に大きく貢献されています。

令和6年度の産業功労者に当委員会の前中会長が選ばれ、12月11日（水）、神戸ポートオアシスで開催された表彰式に出席されました。

平成24年9月より農業委員に就任以来、12年余り（5期）にわたり委員を務め、農地部会長代理、会長代理を経て、令和3年9月に農業委員会会長に就任し、農業委員会の重要な役割である「農地等の利用の最適化の推進」にあたり、豊富な知識・経験を活かして



後列右端 前中会長

### 前農業委員の佐野 正和さん

## 令和6年度 農林水産功労者表彰を受賞されました！



令和6年度の農林水産功労者表彰を前農業委員の佐野正和さんが受賞されました。

佐野さんは、12月11日（水）に神戸ポートオアシスで開催された表彰式に出席され、これまでの活動と功績が称えられました。

佐野さんは、令和3年9月に農業委員に就任され、多年にわたり農業関連団体の役員としてその発展に寄与し、農業に関する継続的な取り組みを行い、農業の振興及び発展に貢献されました。

## 前農業委員の増田泰樹さんが 令和6年度 兵庫県自治賞を受賞されました！

自治の精神に基づき、明るく住みよい地域社会づくりに貢献している個人に贈られる「兵庫県自治賞」を前農業委員の増田泰樹さんが受賞され、これまでの活動と功績が称えられました。

増田さんは、平成28年9月から3期にわたり、農業委員や農地利用最適化推進委員として、農地行政の円滑な運営と地域農業の発展に貢献されました。

# 第75回～77回 月例総会 結果報告等

## 【現地調査を実施】

月例総会で審議する案件について、農業委員と事務局職員で10月17日(木)、11月15日(金)、12月16日(月)に現地調査を行いました。



## 【審議・決定結果概要】

月例総会の結果は以下のとおりです

総会開催日 【 75回 】 10/30(水)  
 【 76回 】 11/28(木)  
 【 77回 】 12/25(水)

		件数		
		75回	76回	77回
農地の権利移動(法3条)	所有権移転	5	19	8
農地の権利移動(相続等、許可不要)(法3条の3)		2	7	2
権利移動を伴わない転用(法4条)	市街化区域	4	3	6
	調整区域	0	2	2
権利移動を伴う転用(法5条)	市街化区域	6	2	6
	調整区域	1	3	2
賃借権の解約(法18条)		2	11	14
利用権の設定		119	153	53

## 【新規就農者のご紹介】

10月から12月に新たに新規就農された方は次のとおりです。地元農家の皆様、どうぞよろしくお願ひします。

新規就農者	年齢	就農地
藤田 雅也	30代	北区淡河町
水田 将吾	30代	西区岩岡町
高杉 雄三	40代	西区伊川谷町
松野 良哉	50代	西区押部谷町
阿部 吉雄	50代	北区大沢町
安尾 美賀子	40代	西区岩岡町
山田 哲也	50代	西区神出町・櫛谷町

新規就農者	年齢	就農地
富澤 希望	30代	北区淡河町
坂本 千賀子	40代	北区淡河町
萩野 悟	50代	北区淡河町
安福 広成	50代	西区神出町
加門 健	50代	西区伊川谷町
株式会社 葡萄建築	—	北区大沢町

## 農地パトロールを実施しました！

農業委員会では、毎年、農地法に基づき、「農地の利用状況調査(農地パトロール)」を実施しています。

今年度も12月に農業委員会が地域を巡回し、農地が遊休化していないか、適切に管理されているかなどを調査しました。

現地調査では、農地状況把握アプリ「ACTABA(アクタバ)」を活用し、タブレット端末に遊休農地の判定結果や写真を直接入力し、効率的なパトロールに努めました。

調査後は、遊休農地の所有者等に対して農地への復元を促すなど解消を図っていく予定です。



# 地域計画と農地の貸借・売買、転用の手続きについて

- 神戸市では令和7年3月に「地域計画」を策定する予定です。
- 地域計画区域内の農地の貸借・売買の借受人・譲受人は、その農地の担い手として位置付けられていなければいけません。（地域計画の担い手と異なる場合は、地域計画の変更が必要）
- 地域計画区域内の農地を転用する場合は、事前に地域計画の変更が必要です。
- 利用権設定事業は令和7年4月から農地中間管理事業に統合されます

**農地法の申請は事前相談後に受け付けます。必ず事前にご相談ください。**



お問い合わせ先

- 【農地法】農業委員会事務局（中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館2階 tel(078)984-0387）
- 【地域計画】（西区）西農業振興センター（西区伊川谷町潤和1058 西神文化センター2階 tel(078)975-6860）  
（北区）北農業振興センター（北区藤原台中町1-2-1 北神中央ビル7階 tel(078)982-2810）
- 【農振法】農政計画課（中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館3階 tel(078)984-0371）  
※農用地区域内外の判定は、西・北農業振興センター
- 【農地中間管理事業】ひょうご農林機構 神戸農地管理事務所（長田区浪松町3-2-5 tel(078)742-8325）

# 知って得する農業者年金

農業者の方は、  
国民年金の上乗せの公的な年金「農業者年金」  
に加入して安心して豊かな老後を！

終身年金で  
安心！



ポイント1 農業者なら誰でも入れる「終身年金」

ポイント2 一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助

ポイント3 税制面で大きな優遇措置

詳しくは… 農業者年金

検索

<https://www.nounen.go.jp>



## ポイント1

# 農業者なら誰でも入れる「終身年金」

## ●農業者年金の加入資格は3つだけ、農地の権利名義は不要

- ①年間60日以上農業に従事 ②65歳未満
- ③国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）（ただし、60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者）

## ●保険料の設定は自由、加入・脱退も自由

保険料は月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円の間で、千円単位で自由に決められいつでも見直しが可能です。さらに加入・脱退も任意のため、経営状況等に応じ柔軟な対応が可能になります。（ただし、脱退一時金はなく、積立てた保険料は将来年金として受給できます）

## ●「終身」で年金を受給でき、万が一の場合は死亡一時金も

農業者年金は「終身年金」のため、一生涯、年金を受け取ることができます。

また、万が一、80歳前に死亡した場合は、80歳までに受け取る農業者老齢年金の現在価値相当額を死亡一時金として、要件を満たす遺族の方が受け取れます。（死亡一時金は非課税。加入期間等により、保険料払込額を下回る場合があります。）

## 試算表 ～農業者年金の受給額の試算～

加入年齢	納付期間	保険料額	保険料総額	年金額（年額）		想定される受給総額	
				男性	女性	男性	女性
20歳	40年	1万円	780万円	61万円	53万円	1,305万円	1,419万円
		2万円	960万円	80万円	69万円	1,716万円	1,867万円
30歳	30年	1万円	660万円	47万円	41万円	1,016万円	1,105万円
		2万円	720万円	53万円	46万円	1,139万円	1,238万円
40歳	20年	2万円	480万円	31万円	27万円	674万円	733万円
50歳	10年	2万円	240万円	14万円	12万円	301万円	327万円

※上のケースは、通常加入で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が1.00%となった場合の試算です。受給総額は65歳の時点で想定される平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。

※運用利回りは、加入後の経済情勢により上下します。制度発足以降の21年間（令和4年度まで）の運用利回りの平均は、年率2.74%です。

※各金額は、単位未満を四捨五入により表示しています。

※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和6年度は1.00%となっています。

※保険料額1万円のケースについては、35歳未満は保険料月額1万円で加入し、35歳以降は2万円で加入した場合です。

詳しい年金額  
シミュレーションは  
こちら➡



## ポイント2

# 一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助

- 認定農業者かつ青色申告の方など、一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。（月額2万円のうち最高1万円、通算で最大216万円）
- 保険料の国庫補助分は、将来、経営継承をする等の一定の要件を満たせば、将来、特例付加年金として受給することができます。

## ポイント3

# 税制面で大きな優遇措置

## ●保険料は全額社会保険料控除

支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります。さらに、同一生計の家族分の保険料を支払っている場合、家族分も含めて控除の対象となります。

## ●保険料の運用益が非課税

一般の預貯金等の利子には約20%の税金がかかりますが、農業者年金の運用益は非課税です。

## ●将来年金として受け取る際も控除の対象

農業者年金として受け取った年金は、税制上、公的年金等控除の対象となります。

## 事務経費は国が負担しているため、払った保険料の全額が運用されます。

農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。

## 独立行政法人 農業者年金基金

●専門相談員

TEL: 03-3502-3199

●企画調整室

TEL: 03-3502-3942